

令和4年度第二種奨学金（海外）在学採用 募集要項－海外の大学に在学中の方－

日本学生支援機構（以下「機構」という。）の奨学金制度は、勉学に励む意欲があり、またそれにふさわしい能力を持った学生・生徒が、経済的理由により修学をあきらめることのないよう支援することを目的として、国が実施する制度です。

第二種奨学金（海外）在学採用は、学位取得を目的として現在海外の大学に在学している人を対象とした、有利子の貸与型奨学金です。奨学金の貸与を希望する場合は、本募集要項及び「貸与奨学金案内」を読み、貸与奨学金の制度を十分に理解した上で、申込みから貸与・返還に至るまでの手続きを行ってください。

1. 申込資格

申込みにあたっては、以下の「申込資格」を確認してください。奨学生として採用後、万一、申込資格がないことが判明した場合は、その採用を取り消すとともに、振込済の奨学金全額を速やかに一括返金していただくことになります。

(1) 学士号の学位取得を目的に海外大学又は海外短期大学に在学中の人で、人物、学力及び資質について当該在籍校の指導教員等からの推薦を受け、経済的理由により修学に困難があると認められる人。

(2) 申込月において在籍校の残りの在籍期間（卒業（修了）予定月までの期間）が3か月以上あること。

(3) 申込月において休学中又は留年中でないこと。

※過去において休学期間又は留年期間があった場合、当該期間は奨学金の貸与対象外です。

(4) 申込月において国内の学校に在籍していないこと。

(5) 申込月において国内の奨学金の貸与を受けていないこと（重複貸与不可）。

(6) 過去に貸与を受けた機構の奨学金について、以下（ア）～（エ）の状態にないこと。

（ア）返還誓約書が未提出の場合、（イ）奨学金の返還を延滞している場合、

（ウ）代位弁済済みの場合、（エ）債務整理中の場合

※上記（ア）又は（イ）の状態にある場合は、新たに奨学金を申し込むためには速やかに必要な手続きを行うことが必要です。上記（ウ）又は（エ）の場合は、新たに奨学金を申し込む資格はありません。

(7) 日本国籍又は下表の申込資格を満たす在留資格があること。

※外国籍の方は、奨学金申込時に、在留資格及び在留期間の記載がある「住民票の写し」又は在留カード（もしくは「特別永住者証明書」）のコピーを本機構へご提出ください。（※1）

1) 法定特別永住者（※2）

2) 在留資格（※3）が「永住者」、「日本人の配偶者等」又は「永住者の配偶者等」である人

3) 在留資格が「定住者」であって、将来永住の意思がある人

※1 申込時点で在留期間が経過している場合、在留資格の更新申請中であることを示す書類を併せて提出する必要があります。なお、「法定特別永住者」及び「永住者」の人は、在留期間が記載された書類の提出は必要ありません。

※2 法定特別永住者は、「日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法」（平成3年法律第71号）に定める法定特別永住者を指します。

※3 在留資格は「出入国管理及び難民認定法」（昭和26年政令第319号）の定めによります。

2. 選考基準（学力基準・家計基準）

第二種奨学金（海外）の申込者については、在籍校の指導教員等から推薦された人の「人物」「学力」「家計」について、機構の定める選考基準を満たすことを審査し、基準を満たす全員を奨学生として採用します。

（1）学力基準

次のいずれかに該当する人。

- ・特定の分野において、特に優れた資質能力を有すると認められること。
- ・海外の大学における学修に意欲があり、学業を確実に修了できる見込みがあると認められること。

（2）家計基準

生計維持者（※）の年収（給与収入の場合）・所得金額（給与以外の収入の場合）等から特別控除額等を差し引いた金額が、世帯人数ごとに設定された基準額以下であること。

※父母がいる場合は、原則として父母（2名）が生計維持者になります。父母ともに同一生計の中にいる場合は、無収入であっても、父母ともに生計維持者として申告する必要があります。

【収入・所得の上限額の目安】

およそ次の金額となります（表に記載の金額以下）。

世帯人数	想定する世帯構成	給与所得者の世帯 （年間の収入金額）	給与所得者以外の世帯 （年間の所得金額）
3人世帯	本人、父、母（無収入）	1,009万円以下	601万円以下
4人世帯	本人、父、母（無収入）、中学生	1,100万円以下	692万円以下
5人世帯	本人、父、母（無収入）、中学生、小学生	1,300万円以下	892万円以下



上表はあくまで目安です。上表の目安を上回っていても、特別控除等により基準を満たす可能性があります。

3. 貸与対象校（課程）

- 大学：正規の課程（学位※取得課程）に在籍していることが必要です。
※Bachelor's Degree（学士号）
- 短期大学：短期大学を卒業（修了）後、1年以内に学士号取得を目的として、海外の大学に編入学を予定している場合に限りです。
- ファンデーションコース：日本との教育制度の違いから、大学入学前に留学生に対してファンデーションコースの修了が義務付けられている国（イギリス、オーストラリア、ニュージーランド等）に留学している場合に限り、奨学金貸与の対象となります。なお、語学コース（ESL等）は奨学金対象の対象外です。
- TAFE（オーストラリア）：学士号を取得する場合には、大学相当として扱います。卒業後に海外の大学に編入学する場合は、短期大学相当として扱います。
- IBT（オーストラリア）：1年課程を修了すると提携大学の2年次に直接編入できる場合、大学課程の1年次に相当するため奨学金貸与の対象となります。

4. 入学時特別増額貸与奨学金の利用条件

入学時特別増額貸与奨学金は、日本政策金融公庫（以下「公庫」という。）の「国の教育ローン」を申込んだにもかかわらず、低所得等を理由に融資を受けられなかった世帯の学生を対象とした奨学金です。

*入学時特別増額貸与奨学金は、「入学年月」と「貸与を開始する年月（貸与始期）」が一致する場

合に限り、申込みことができます。入学年月と貸与始期が相違する場合は、申し込めませんので、「申込書」の「(入学時特別増額貸与奨学金を) 希望しない」に○をつけてください。

*「国の教育ローン」への申込が必要か否かについては、申込書類をご提出いただいた後、機構にて家計審査を行い、「国の教育ローンへの申込必要」と判定された場合は、国内連絡者へ連絡します。

【「国の教育ローンの申込不要」と判定された場合】

追加提出書類は必要ありません。

初回振込時に貸与月額と合わせて一括して振り込まれます。

【「国の教育ローンの申込必要」と判定された場合】

公庫の「国の教育ローン」を申し込む必要があります。その結果、低所得等を理由に融資が受けられないとの通知を公庫から受けた場合にのみ、下記の追加書類1)、2)を提出することにより、入学時特別増額貸与奨学金の貸与を受けることができます。

- 1) 「入学時特別増額貸与奨学金に係る申告書」
- 2) 融資できない旨を記載した公庫発行の通知文のコピー

5. 保証制度

保証制度には、「機関保証制度」と「人的保証制度」の2つがあり、第二種奨学金（海外）の貸与を受けるには「機関保証制度」に加え、「人的保証制度」への両方の加入が必要となります。これらの保証を受けた場合でも、奨学金の貸与を受けた本人が奨学金の返還の義務を負うことになります。

①機関保証制度：保証機関の連帯保証を受ける制度です。

本機構が毎月の奨学金から保証料を差し引き、保証機関に支払います。

②人的保証制度：連帯保証人及び保証人を選任する制度です。

なお、奨学金の手続きは、すべて国内連絡者を通じて行います。国内連絡者には、原則として、人的保証において連帯保証人（原則として、父又は母）となる予定の人を選任してください。

6. 貸与始期／終期、貸与月額

●貸与始期

貸与始期は、原則として「申込月」からになります。申込月よりも遡って貸与開始を希望する場合は、2022年4月を限度として、入学月以降から貸与開始が可能です。

※遡及月からの期間内に休学期間や留年期間がある場合、または成績証明書により成績不良であることが明らかな期間は貸与対象外になります。

申込月より後の貸与開始を希望する場合は、申込月から3か月以内の範囲で、貸与開始が可能です。ただし、2023年4月以降は選択できません。

●貸与終期

貸与終期は、在籍証明書に記載された卒業予定期（学期の最終授業／試験月）までとなります。ただし、卒業予定期の日付が1日付けの場合は、その前月となります。

●貸与月額：

貸与月額は、2万円～12万円の中から、1万円単位で選択します。貸与終了後における総返還額の返還計画を考えた上で、適切な貸与月額を選択してください。なお、毎月の振込額は、貸与月額から機関保証料月額を差し引かれた金額となります。

7. 申込方法

下記8. の提出書類を、下記9. の期限までに、下記12. の提出先まで送付してください。
個人情報を含む書類のため、普通郵便ではなく必ず追跡可能な方法（簡易書留、EMS等）でお送りください。

8. 提出書類

提出書類の様式は、ホームページの「申込書類請求フォーム」から請求してください。

【全員提出が必要な書類】

- (1) 【様式A】 提出書類一覧表
- (2) 【様式B】 確認書兼個人情報取扱いに関する同意書
- (3) 【様式C】 申込みに係る重要事項確認
- (4) 【様式D】 奨学金振込口座届
- (5) 【様式E】 申込書
- (6) 【様式F】 留学計画書
- (7) 在籍証明書（コピー可）
- (8) 成績証明書（又は履修証明書）（コピー可）
- (9) 【様式G】 推薦書
- (10) 【様式H】 家計状況申告書
- (11) 収入に関する証明書類
- (12) 戸籍抄本（外国籍の方は在留資格記載の住民票等）

【条件に該当し、特別控除を希望する場合に必要な書類】

- (13) 母子父子家庭であることが分かる戸籍抄本、住民票等
- (14) 障害者手帳のコピー
- (15) 【様式L】 単身赴任実費計算書および領収書等
- (16) 【様式M】 長期療養費計算書および領収書等
- (17) 災害等により長期にわたり収入減（支出増）となった証明書等

【入学時特別増額貸与奨学金の申込者のうち、家計判定により提出が必要となる書類】

- (18) 入学時特別増額貸与奨学金に係る申告書
- (19) 融資できない旨を記載した公庫発行の通知文のコピー

9. 申込期限及び初回奨学金交付

申込月	申込書類提出期限	初回奨学金交付日
第1回（5月申込）	2022年5月10日 必着	2022年7月11日
第2回（6月申込）	2022年6月10日 必着	2022年8月11日
第3回（7月申込）	2022年7月11日 必着	2022年9月11日
第4回（8月申込）	2022年8月10日 必着	2022年10月11日
第5回（9月申込）	2022年9月12日 必着	2022年11月11日
第6回（10月申込）	2022年10月11日 必着	2022年12月11日
第7回（11月申込）	2022年11月10日 必着	2023年1月11日
第8回（12月申込）	2022年12月12日 必着	2023年2月11日

※上記の奨学金交付日が金融機関の休業日のときは、前営業日となります。

機構は提出書類を審査の上、採用の可否を決定します。採用となった場合は、申込月から2か月後に、奨学金が振込みされます（初回奨学金交付日）。審査結果は、初回奨学金交付月の初旬

に、国内連絡者宛てに通知します。

提出書類に不備（未記入の箇所や記入内容の誤り、未提出書類、提出書類の相違等）があった場合は、国内連絡者を通して照会を行います。期限内に提出しても、不備解消に時間を要すると、初回奨学金交付は次月以降になりますので、ご了承ください。

10. 安全管理について

留学中は、留学先大学が定める安全管理の方針に従うとともに、留学先国・地域又は留学先大学が指定する保険や海外旅行保険へ加入する、留学先国・地域の安全等に関する情報収集を行う等、各自で安全管理及び健康管理に努めてください。

また、旅券法第 16 条により、外国に住所又は居所を定めて 3 か月以上滞在する者は、その住所又は居所を管轄する日本の大使館又は総領事館（在外公館）に「在留届」を提出するよう義務付けられていますので、必ず提出してください。

○外務省「海外安全ホームページ」<https://www.anzen.mofa.go.jp/>

○外務省「在留届電子届出システム『ORRnet』」

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet/index.html>

○外務省海外旅行登録「たびレジ」<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/index.html>

11. 第二種奨学金（海外）について（ホームページ）

日本学生支援機構のホームページにおいて、第二種奨学金（海外）について情報を掲載していますので、併せてご覧ください。

○第二種奨学金（海外）制度概要

ホーム > 奨学金 > 奨学金制度の種類と概要 > 海外留学のための貸与奨学金（返済必要）> 第二種奨学金（海外）> 第二種奨学金（海外）制度概要

https://www.jasso.go.jp/shogakukin/about/kaigai/2shu_kaigai/about.html

12. 書類の提出先・問い合わせ先

〒162-8431 東京都新宿区市谷本村町 10-7

独立行政法人日本学生支援機構

貸与・給付部 特別採用課 海外貸与係

電話：03-6743-6040（平日 8 時 30 分～18 時 15 分）

FAX：03-6743-6671

※ 個人情報を含む書類のため、普通郵便ではなく必ず追跡可能な方法（簡易書留、EMS等）でお送りください。